(平成31年4月1日庁達第48号)

(設置)

第1条 第7期美唄市総合計画基本構想及び基本計画並びに第5次国土利用美唄市計画を策定するため、第7期美唄市総合計画等策定委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 第7期美唄市総合計画基本構想及び基本計画に関する事項
  - (2) 第5次国土利用美唄市計画に関する事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は市長を、委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。 (委員長)
- 第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 2 委員長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庁内検討委員会)

- 第6条 委員長は、第2条に掲げる事項を円滑かつ効率的に行うため、庁内検討委員会を置くことができる。
- 2 庁内検討委員会は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 庁内検討委員会は、第2条に掲げる事項に必要な調査、研究及び施策の検討を行う。
- 4 庁内検討委員会の会議は、総務部企画財政課が招集する。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長 が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
  - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

## 別表第1(第3条関係)

## 別表第2(第6条関係)

|企画財政課長、秘書広報課長、総務課長、危機管理対策室長、市民課長、

職名

生活環境課長、税務課長、地域福祉課長、こども未来課長、高齢福祉課長、健康推進課長、恵風園・恵祥園長、医療等拠点づくり推進室長、経済観光課長、農政課長、農地整備課長、都市整備課長、都市建築住宅課長、上下水道課長、市立病院事務局次長、会計課長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、学務課長、指導室長、生涯学習・スポーツ振興課長、消防本部次長、消防本部総務課長、消防本部予防課長、消防署長、消防署警防1課長、消防署教急2課長